

シンポジウム  
地域から必要とされる社会福祉法人経営とは！  
～果たすべきもの・担うべきもの～



国立のぞみの園

理事 中川 英男

# 独立行政法人・社会福祉法人としてのミッション

## 《のぞみの園》

- 入所利用者の地域移行、新たに有期限で入所受け入れする対象者とそのモデル的支援、発達障害のある人の就学前から成人までの切れ目のない支援、障害者総合福祉法に基づく重度障害者へのモデル的支援など、およびその普及に関し厚生労働大臣の指示が明記され、国の障害者福祉施策へ寄与すべきことが記されている。

(中期目標型独立行政法人・国立のぞみの園中期目標)

## 《社会福祉法人》

- 社会福祉法人の今日的な意義は社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことにある。(社会保障審議会福祉部会報告書より)
- 制度の狭間にあるニーズ、支援がより難しい人びとを支える。さらなる公益的な取り組みの実践と発信。(前回大会・武井敏氏)

制度の狭間と実践の狭間(立教大学:平野氏)

# 「他の事業所では対応できない様々な福祉ニーズ・制度や実践の狭間」とは？

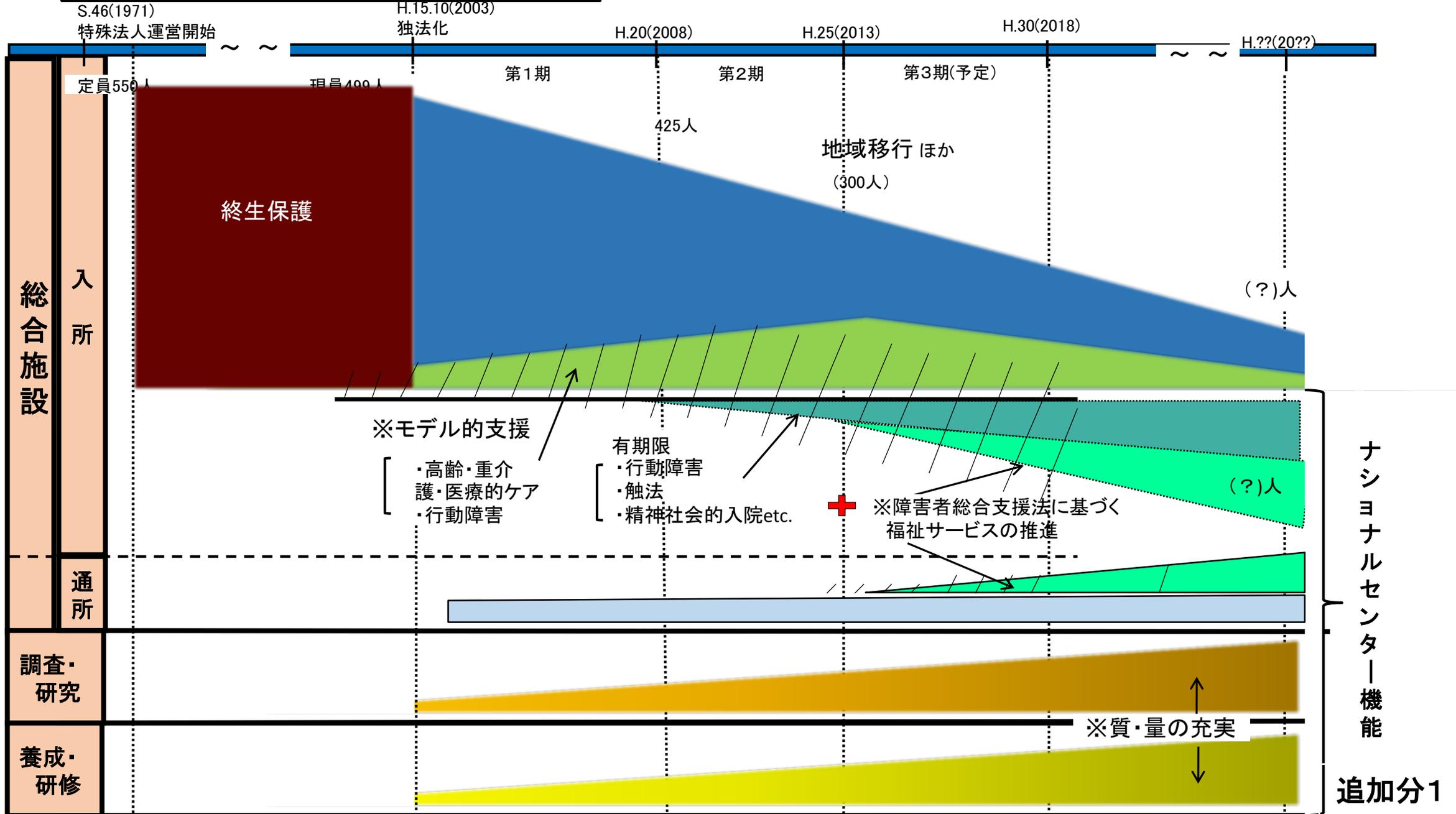
- 支援の困難性を伴った利用者ニーズ（強度行動障害、自傷・他害行為にて精神医療から離れられない、複数の生きづらい要因を抱えた人、認知症を発症した知的障害者、重複障害等）
- 高齢化した発達障害の疑われる人（ゴミ屋敷問題など）等、いろいろ考えられるが・・・

《非行・犯罪行為につながった障がいのある人びとに関わってきて》

1. 軽度知的障害のある人の課題（障害認定の課題・司法と福祉の狭間）
2. 知的ボーダーレベルの人の課題（生きにくさと犯罪）
3. 社会と司法の狭間（微罪の人びと・年間推定8万人）
4. 福祉支援に乗らない障害のある人たちの存在（ホームレスの中の障害者）
5. 虐待被害に遭った障害のある人の支援課題（被害経験は大きな犯罪要因となる）
6. 性風俗産業における軽度知的障害のある人たち
7. 精神科医療と福祉と司法の狭間

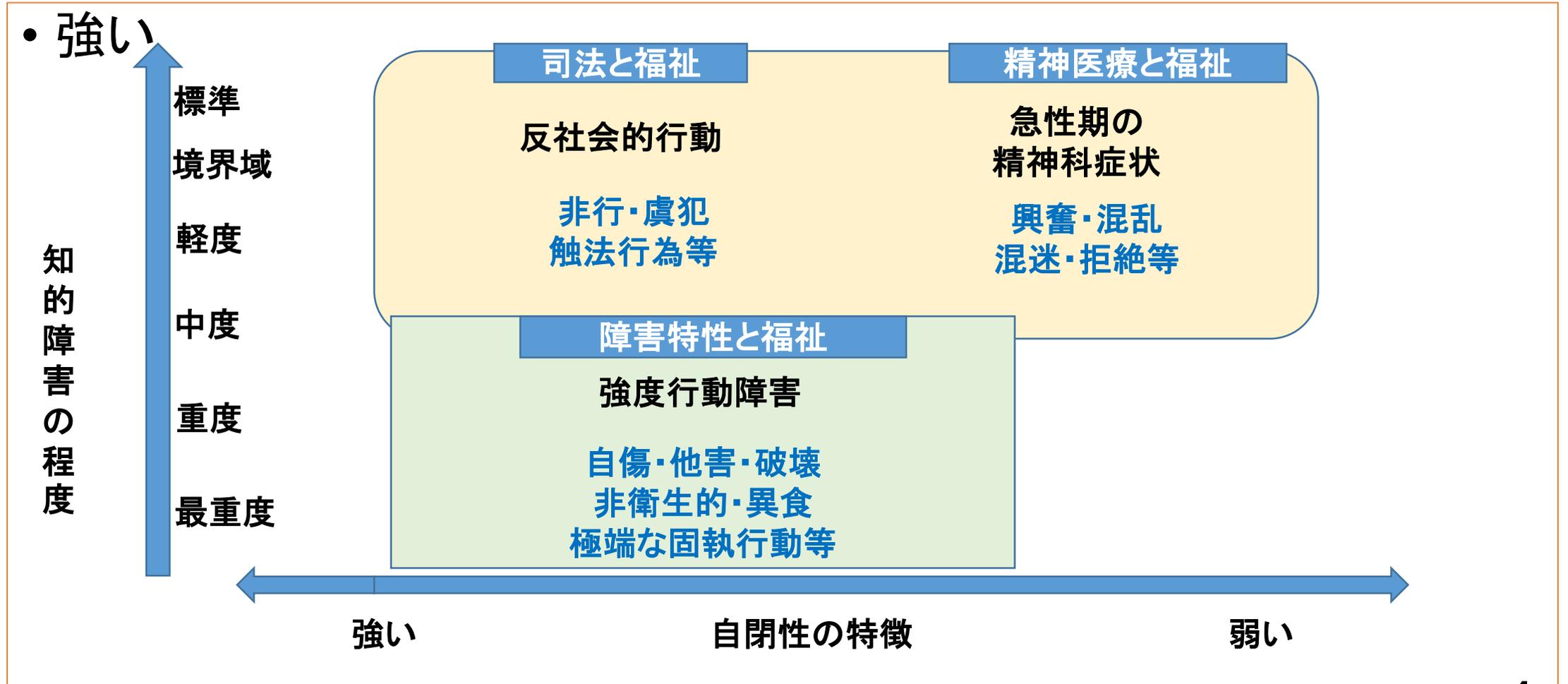
**(参考)施設利用者の見込(イメージ図)**

地域移行等により旧法人時代の施設利用者は減少し、今後はモデル的支援の対象者が中心になる。



# 強度行動障害の範囲

(一部国立のぞみの園強度行動障害研究より)



## (参考) 日本における知的障害者数

- 知的障害は知的機能の障害と適応行動の障害からなる。
- 知能検査の結果から導き出された知能指数(IQ)によって示される。概ねIQ70以下(場合によってはIQ75以下)
- これから導き出される知的障害の有病率は計算上では2, 2%となる。
- 2010年の人口が約1億2805万6千人で282万1,632人となる。
- DSM-IV-TR(米国精神医学における精神病の診断・統計マニュアル)は精神遅滞の有病率を人口の1%と概算している。これだと約130万人となる。
- 平成17年度全国調査→在宅施設入所合わせて  
54万7,000人
- 療育手帳台帳登録数→平成24年度末で 90万8,988人  
(18歳未満→232,094人、18歳以上→676,894人)

基本的に福祉に繋がっていない軽度知的障がいのある人が沢山いるということ。支援の必要がなければそれでよいが・・・支援の必要性が生じたときに素早く対応できることが求められる。

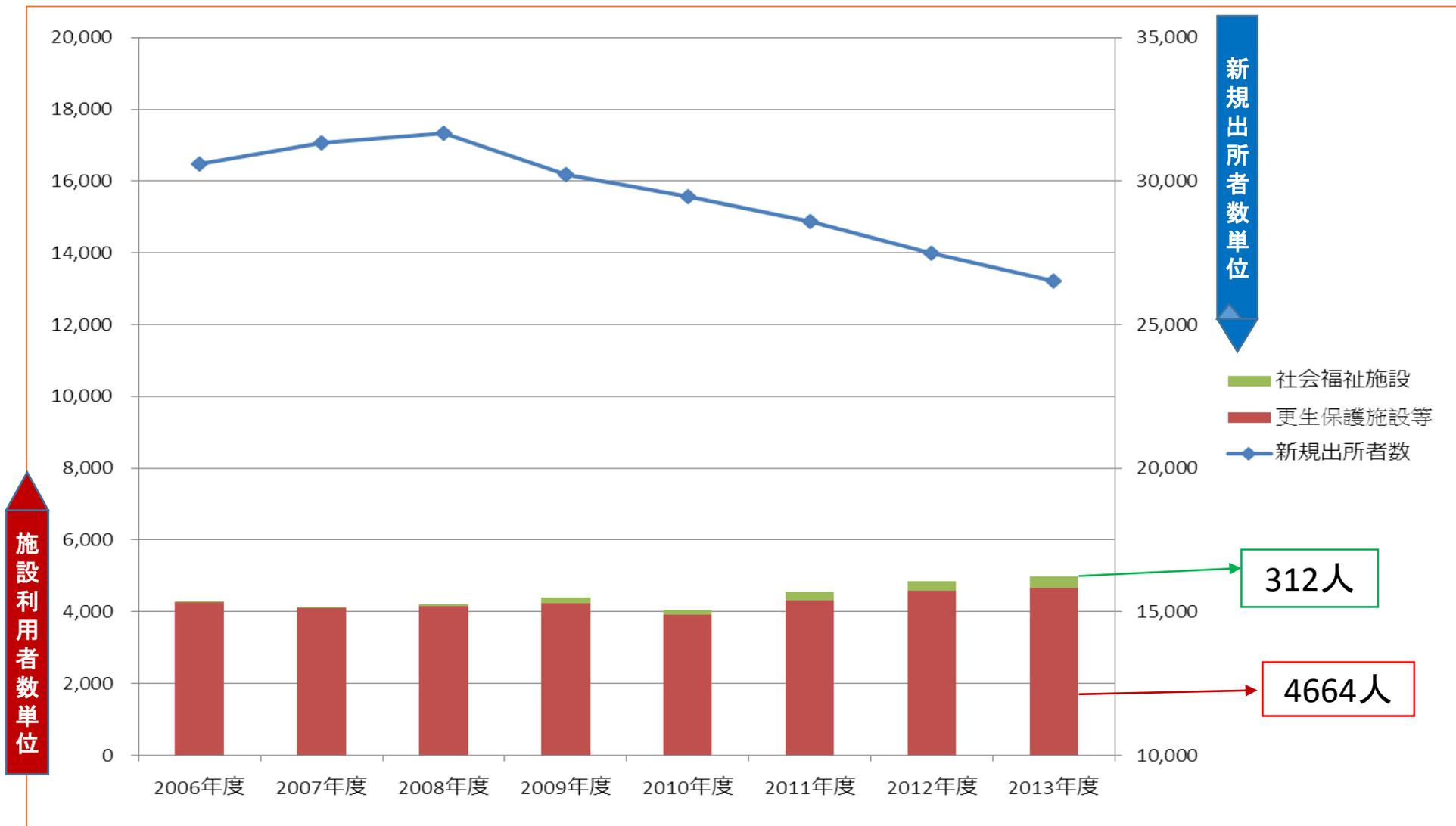
# (参考資料)新受刑者の罪名別能力検査値一部(平成24年)

| 犯罪名      | IQ<br>相当値<br>総数 | 49以<br>下       | 50<br>~59   | 60<br>~69      | 70<br>~79      | 80<br>~89      | 90<br>~99      | 100<br>以上   | 不詳          |
|----------|-----------------|----------------|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|-------------|
| 窃盗       | 8,405<br>(%)    | 518<br>6, 2    | 747<br>8, 9 | 1,207<br>14, 4 | 1,888<br>22, 5 | 1,877<br>22, 3 | 1,316<br>15, 6 | 540<br>6, 4 | 312<br>3, 7 |
|          |                 | 計2,472人(29,4%) |             |                |                |                |                |             |             |
| 覚せい<br>剤 | 6,453<br>(%)    | 61<br>0, 9     | 153<br>2, 4 | 522<br>8, 1    | 1,474<br>22, 8 | 2,041<br>31, 6 | 1,463<br>22, 7 | 580<br>9, 0 | 159<br>2, 5 |
|          |                 | 計736人(11,4%)   |             |                |                |                |                |             |             |
| 放火       | 162<br>(%)      | 10<br>6, 2     | 14<br>8, 6  | 16<br>9, 9     | 37<br>22, 8    | 40<br>24, 7    | 23<br>14, 2    | 12<br>7, 4  | 10<br>6, 4  |
|          |                 | 計40人(24,7%)    |             |                |                |                |                |             |             |
| わいせ<br>つ | 447<br>(%)      | 13<br>2, 9     | 24<br>5, 4  | 26<br>5, 8     | 78<br>17, 5    | 101<br>22, 6   | 93<br>20, 8    | 94<br>21, 0 | 18<br>4, 0  |
|          |                 | 計63人(14,1%)    |             |                |                |                |                |             |             |
| 強姦       | 321<br>(%)      | 2<br>0, 6      | 6<br>1, 9   | 20<br>6, 2     | 42<br>13, 1    | 72<br>22, 4    | 85<br>25, 5    | 77<br>24, 0 | 17<br>5, 3  |
|          |                 | 計28人(8,7%)     |             |                |                | 境界域の問題         |                |             |             |

# 参考：では実際どのくらいの知的障害受刑者がいるのだろうか？

1. 平成24年度末、法務総合研究所調査(刑務所・少年刑務所・刑務支所全77カ所)  
→受刑者56,039人から外国人2,138人や知的障害判定不能人員1,320人を除く 52,581人中、**1,274人(2,4%)**  
うち、知的障害を有する者→**774人(1,47%)**  
知的障害の疑いのある者→**500人(0,95%)**  
また、療育手帳所持者は→**351人(男子318人・女子33人)**で全体の**0,7%**  
知的障害(疑い含む)受刑者の**27,6%**
2. 平成25年度刑法犯(犯罪白書より)  
事件の認知件数 刑法犯→1,917,929件(内、一般刑法犯1,314,483件)  
検挙件数→8,845,400件(内、一般刑法犯262,823件)  
新受刑者数→22,755人 検挙人員の **約 2,57%** が入刑！

# 刑務所出所者の帰宅先



矯正統計より作成

## 地域生活定着支援センターの支援状況（平成25年度中に支援した者）

### 1. コーディネート業務（帰住地への受け入れ調整）

（単位：人、カッコ内は平成24年度の実績）

|               |                                    |              |
|---------------|------------------------------------|--------------|
| コーディネートを実施した者 |                                    | 1,234(1,240) |
| 【内訳】          | 矯正施設を退所し受け入れ先に帰住した者                | 628(689)     |
|               | 帰住地への受け入れ調整を継続中の者                  | 490(415)     |
|               | 「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者 | 116(136)     |

【矯正施設を退所し受け入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

|           |                           |          |
|-----------|---------------------------|----------|
| 矯正施設入所前に、 | 介護保険または障害者自立支援の認定を受けていた者  | 57(57)   |
|           | 療育手帳または障害者手帳を取得していた者      | 254(244) |
| 矯正施設入所中に、 | 介護保険または障害者自立支援の認定手続きを行った者 | 233(193) |
|           | 療育手帳または障害者手帳を取得した者        | 140(135) |

### 2. フォローアップ業務

（受け入れ調整後に行う受入先施設及び本人等への支援）

|                       |                    |                  |
|-----------------------|--------------------|------------------|
| 矯正施設退所後にフォローアップを実施した者 |                    | 1,430<br>(1,081) |
| 【内訳】                  | 支援が終了した者（地域に定着した者） | 429(296)         |
|                       | 支援継続中の者            | 1,001(785)       |

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| フォローアップ中に、生活保護を申請した者             | 623(467) |
| フォローアップ中に、介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者 | 192(145) |
| フォローアップ中に、療育手帳または障害者手帳を取得した者     | 114(113) |

### 3. 相談支援業務

（地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援）

|            |          |                |
|------------|----------|----------------|
| 相談支援を実施した者 |          | 1,098<br>(926) |
| 【内訳】       | 支援が終了した者 | 578(428)       |
|            | 支援継続中の者  | 520(498)       |

【相談支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

|                              |          |
|------------------------------|----------|
| 相談支援中に生活保護を申請した者             | 109(131) |
| 相談支援中に介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者 | 89(56)   |
| 相談支援中に療育手帳または障害者手帳を取得した者     | 52(44)   |

【参考1】 矯正施設を退所し受け入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

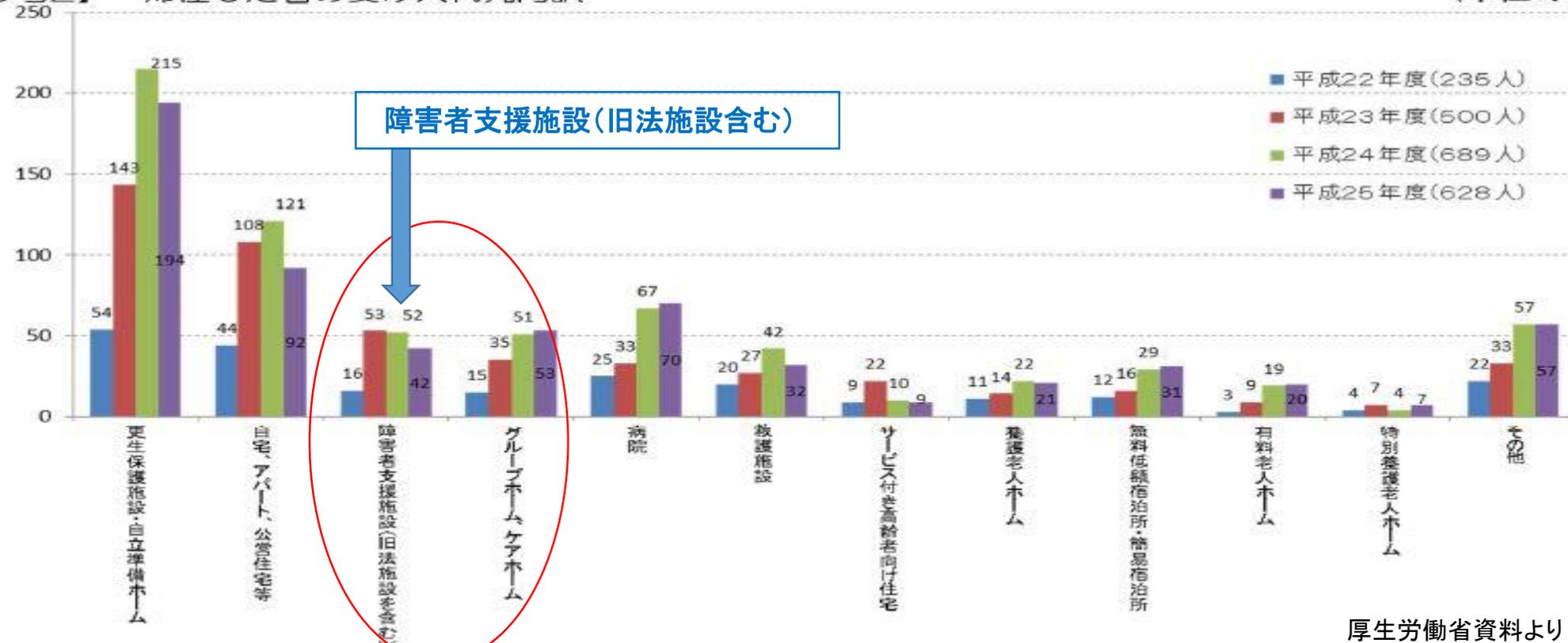
(単位:人)

|       | 身体障害あり | 知的障害あり   | 精神障害あり   | 身体+知的  | 身体+精神 | 知的+精神  | 身体+知的+精神 | その他※     | 合計       |
|-------|--------|----------|----------|--------|-------|--------|----------|----------|----------|
| 65歳以上 | 20(36) | 33(40)   | 22(28)   | 2(6)   | 2(2)  | 3(5)   | 0(0)     | 191(218) | 273(335) |
| 65歳未満 | 35(34) | 143(163) | 106(84)  | 13(14) | 5(12) | 41(30) | 4(2)     | 8(15)    | 355(354) |
| 合計    | 55(70) | 176(203) | 128(112) | 15(20) | 7(14) | 44(35) | 4(2)     | 199(233) | 628(689) |

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※かっこ内は平成24年度の実績である。

【参考2】 帰住した者の受け入れ先内訳

(単位:人)



厚生労働省資料より

犯罪行為  
につながっ  
た障がい  
のある人の  
福祉事業  
所による受  
け入れ実  
態調査

(国立のぞ  
みの園、平  
成22年度・  
26年度調  
査より)

## 1年間に受入れ相談があった施設は約1割 4年間で微減

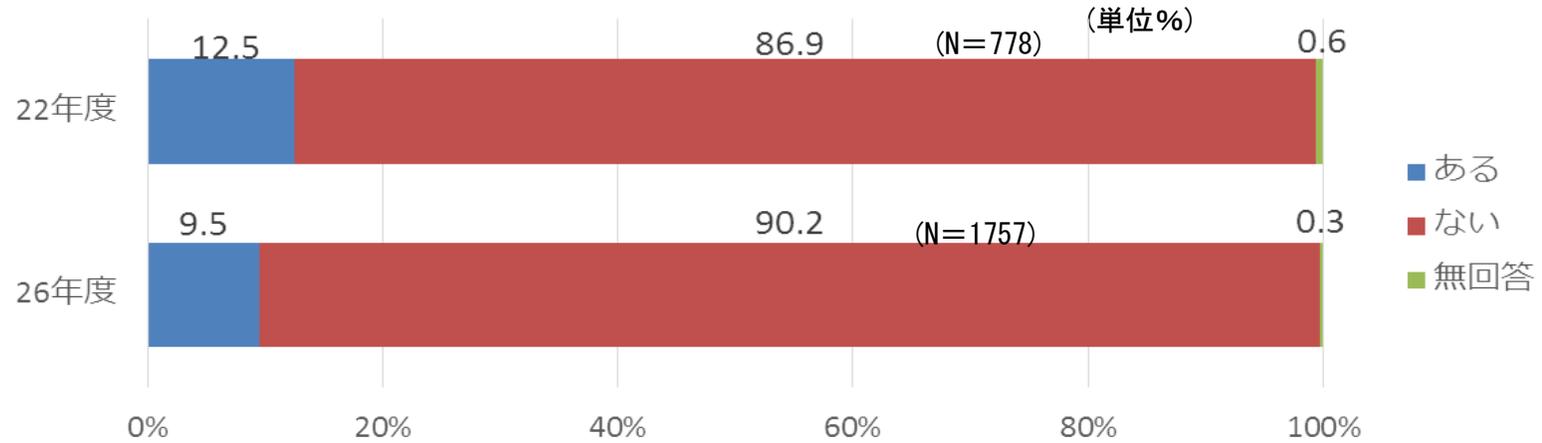


図1-1 1年間での矯正施設を退所した人の利用相談

## 1年間で利用実績がある施設は約5% 受入れ相談ありの約半数

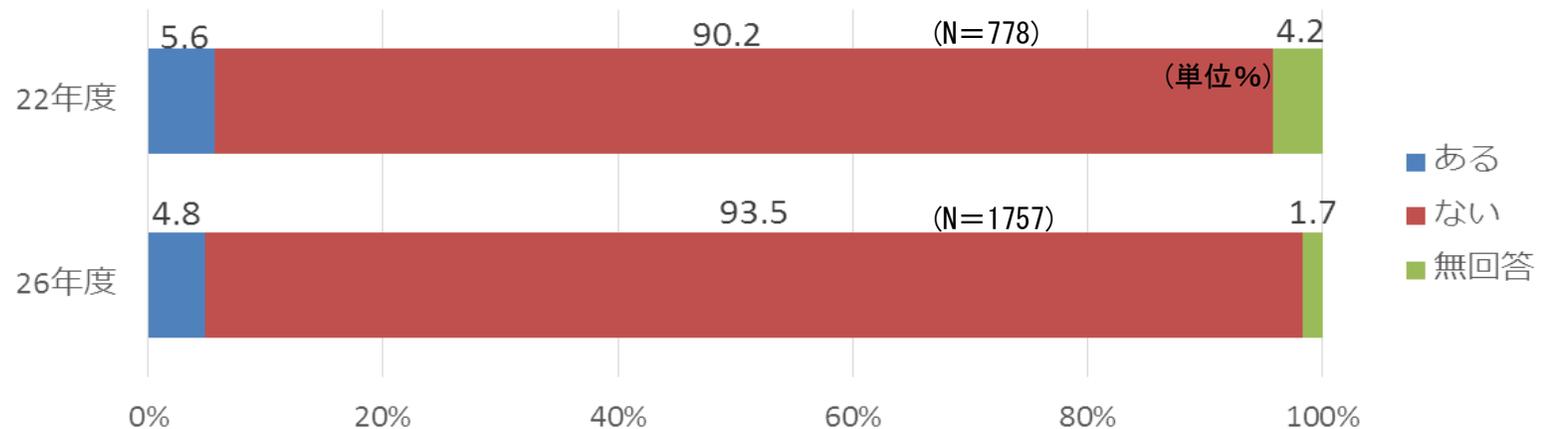


図1-2 1年間での矯正施設退所者の受入れ実績

小野隆一・木下大生・水藤昌彦:福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラム開発に関する調査研究(その1), 紀要(4),国立のぞみの園(2011)

平成26年度セーフティネット支援対策等事業費社会福祉推進事業「障害福祉サービス事業所による矯正施設退所者の受入れ・支援に関する実態調査」

## 施設の受入れ意向は4年間で着実に向上

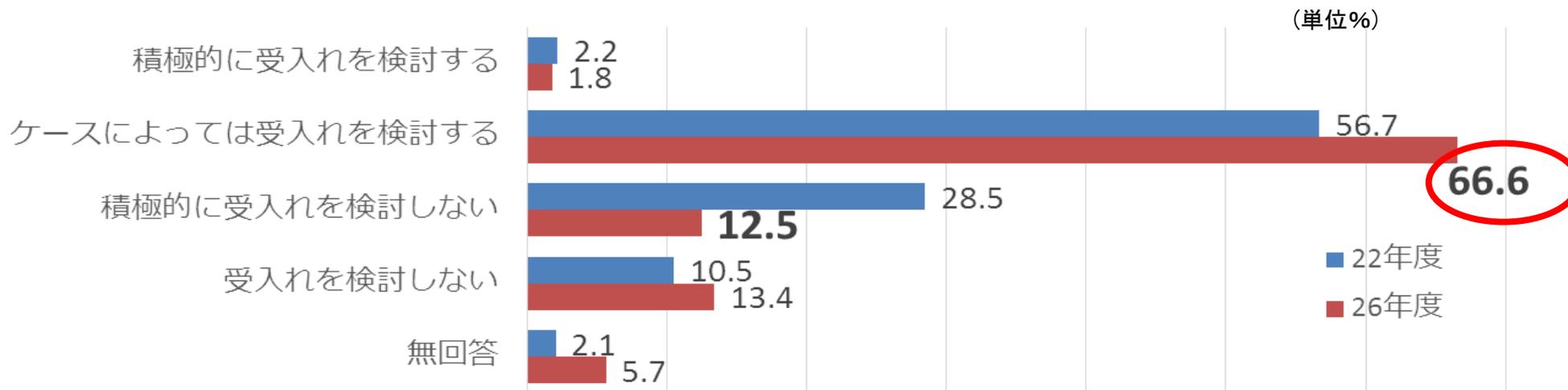
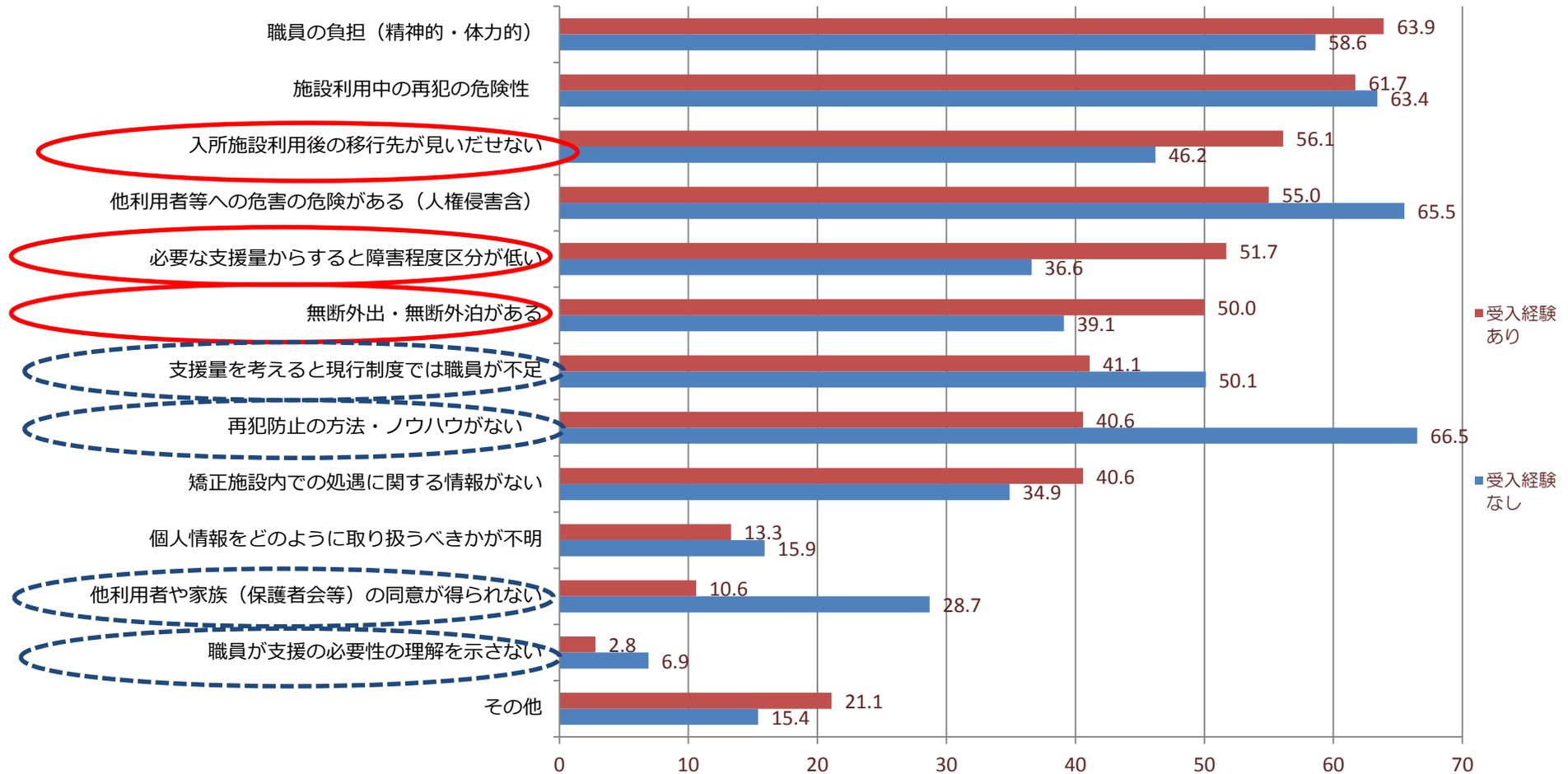


図1-3 矯正施設を退所した障害者の利用相談があった場合の受入れに関する対応

## 加算を受けている事業所は約半数<sup>(平成25年)</sup>

|      | 矯正施設退所者<br>利用実績のある<br>事業所数 | 矯正施設退所者<br>の人数 | 加算Ⅰ<br>体制加算 | 加算Ⅱ<br>個別支援<br>加算 |
|------|----------------------------|----------------|-------------|-------------------|
| 施設入所 |                            | 157人           | 37ヶ所        | 24ヶ所              |
| 短期入所 | 85ヶ所                       | 119人           | —           | —                 |

# 受入れた際の困難は ①職員の負担、②施設利用中の再犯の危険性、③移行先が見出せない、の順



小野隆一・木下大生・水藤昌彦：福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラム開発に関する調査研究(その1), 紀要(4), 国立のぞみの園(2011)

# 福祉施設のできること(権利擁護とエンパワメント)

- 入所生活はあくまでも自立支援の過渡期として活用。目的は地域移行・定着
  - 一時的緊急避難の場、生き直し(自立への支援)のための体験の場
  - 一時期全面的支援、全人的支援が必要な人がいること
  - アセスメントの場として。福祉支援への導入としての活用(見立てに対する直接の観察)
  - 他機関との連携による包括的支援の実践
  - まずは楽しい生活経験。ルールを学ぶのはその後

## 【権利擁護】

- まずは安定した生活体験ができる場の提供
  - 生活の基本(住・食・衣)の提供、そして障害に合った環境設定が整えやすいこと。
- 関係性→対等であるということをどう示せるか。(否定しない。しからない)
  - 相談できるということはどういうことか。

## 【エンパワメント】

- 本人の(適正な)問題解決力の向上、自尊心の涵養
- 様々な支援を活用する力・方法を身につける。高める。

# 現状の課題と今後への展望

- 社会を変えていく実践も社会福祉の役割
  - その中心的組織となること
  - 今、どちらかといえば制度の狭間に目を向けているのはNPO法人
- 「当事者本位」ということ
  - 利用者の枠組みへの承諾が前提の現状
  - 個別性に着目した構造的アセスメントと仮説、実践
- 支援の力量を付けること
  - 支援経験やノウハウの共有
- 他機関連携・他職種連携（医療・司法・教育・企業・行政・福祉間）

福祉は常に先へ進めないと、すぐに社会から取り残されてしまう！